種目につき120点を所定点数に加算する。

Ｄ２５１　音声言語医学的検査
　１　喉頭ストロボスコピー　450点
　２　音響分析　450点
　３　音声機能検査　450点
Ｄ２５２　扁桃マッサージ法　40点
Ｄ２５３　嗅覚検査
　１　基準嗅覚検査　450点
　２　静脈性嗅覚検査　45点
Ｄ２５４　電気味覚検査（一連につき）　300点

（眼科学的検査）

通則
１　コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、区分番号Ｄ２８２－３に掲げるコンタクトレンズ検査料のみ算定する。
２　近視の進行抑制を目的として診療を行い当該目的に係る効能又は効果を有する医薬品を投与している患者に対して眼科学的検査を行った場合は、年２回に限り算定する。この場合において、１回の受診において複数の検査を行った場合は、２種類を限度として算定する。

Ｄ２５５　精密眼底検査（片側）　56点
Ｄ２５５－２　汎網膜硝子体検査（片側）　150点
　注　患者１人につき月１回に限り算定する。ただし、汎網膜硝子体検査と併せて行った、区分番号Ｄ２５５に掲げる精密眼底検査（片側）、Ｄ２５７に掲げる細隙灯顕微鏡検査（前眼部及び後眼部）又はＤ２７３に掲げる細隙灯顕微鏡検査（前眼部）に係る費用は所定点数に含まれるものとする。
Ｄ２５６　眼底カメラ撮影
　１　通常の方法の場合
　イ　アナログ撮影　54点
　ロ　デジタル撮影　58点
　２　蛍光眼底法の場合　400点
　３　自発蛍光撮影法の場合　510点
　注１　使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を所定点数に加算する。（１のロの場合を除く。）
　２　広角眼底撮影を行った場合は、広角眼底撮影加算として、100点を所定点数に加算する。
Ｄ２５６－２　眼底三次元画像解析　190点
　注　患者１人につき月１回に限り算定する。ただし、眼底三次元画像解析と併せて行った、区分番号Ｄ２５６の１に掲げる眼底カメラ撮影の通常の方法の場合に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。
Ｄ２５６－３　光干渉断層血管撮影　400点
　注　光干渉断層血管撮影は、患者１人につき月１回に限り算定する。ただし、当該検査と併せて行った、区分番号Ｄ２５６に掲げる眼底カメラ撮影に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。
Ｄ２５７　細隙灯顕微鏡検査（前眼部及び後眼部）　110点
　注　使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を所定点数に加算する。
Ｄ２５８　網膜電位図（ＥＲＧ）　230点
Ｄ２５８－２　網膜機能精密電気生理検査（多局所網膜電位図）　600点
Ｄ２５８－３　黄斑局所網膜電図、全視野精密網膜電図　800点
　注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
Ｄ２５９　精密視野検査（片側）　38点
Ｄ２６０　量的視野検査（片側）
　１　動的量的視野検査　195点
　２　静的量的視野検査　290点
Ｄ２６１　屈折検査
　１　６歳未満の場合　69点
　２　１以外の場合　69点
　注　１について、弱視又は不同視と診断された患者に対して、眼鏡処方箋の交付を行わずに矯正視力検査を実施した場合には、小児矯正視力検査加算として、35点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号Ｄ２６３に掲げる矯正視力検査は算定しない。
Ｄ２６２　調節検査　70点
Ｄ２６３　矯正視力検査
　１　眼鏡処方箋の交付を行う場合　69点
　２　１以外の場合　69点
Ｄ２６３－２　コントラスト感度検査　207点
　注　コントラスト感度検査は、患者１人につき手術の前後においてそれぞれ１回に限り算定する。
Ｄ２６４　精密眼圧測定　82点
　注　水分の多量摂取、薬剤の注射、点眼、暗室試験等の負荷により測定を行った場合は、負荷測定加算として、55点を所定点数に加算する。
Ｄ２６５　角膜曲率半径計測　84点
Ｄ２６５－２　角膜形状解析検査　105点
　注　角膜形状解析検査は、患者１人につき月１回に限り算定する。ただし、当該検査と同一月内に行った区分番号Ｄ２６５に掲げる角膜曲率半径計測は所定点数に含まれるものとする。
Ｄ２６６　光覚検査　42点
Ｄ２６７　色覚検査
　１　アノマロスコープ又は色相配列検査を行った場合　70点
　２　１以外の場合　48点
Ｄ２６８　眼筋機能精密検査及び輻輳検査　48点
Ｄ２６９　眼球突出度測定　38点
Ｄ２６９－２　光学的眼軸長測定　150点
Ｄ２７０　削除
Ｄ２７０－２　ロービジョン検査判断料　250点
　注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に１月に１回に限り算定する。
Ｄ２７１　角膜知覚計検査　38点
Ｄ２７２　両眼視機能精密検査、立体視検査（三杆法又はステレオテスト法による）、網膜対応検査（残像法又はバゴリニ線条試験による）　48点
Ｄ２７３　細隙灯顕微鏡検査（前眼部）　48点
　注　使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を所定点数に加算する。
Ｄ２７４　前房隅角検査　38点
Ｄ２７４－２　前眼部三次元画像解析　265点
　注　前眼部三次元画像解析は、患者１人につき月１回に限り算定する。ただし、当該検査と併せて行った区分番号Ｄ２６５－２に掲げる角膜形状解析検査及び区分番号Ｄ２７４に掲げる前房隅角検査に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。
Ｄ２７５　圧迫隅角検査　76点
Ｄ２７５－２　前房水漏出検査　149点
　注　緑内障濾過手術後の患者であって、術後から１年を経過していないものについて、前房水漏出が強く疑われる症例に対して当該検査を行った場合に限り算定する。
Ｄ２７６　削除